

厚生委員会議録 第二十号

昭和二十八年七月十七日(金曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

- 委員長代理 理事松永 佛骨君
- 理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
- 理事長谷川 保君 理事堤 ツルヨ君
- 理事中川 俊思君
- 助川 良平君 田中 元君
- 降旗 徳弥君 中野 四郎君
- 山下 春江君 萩元たけ子君
- 柳田 秀一君 杉山元治郎君
- 亘 四郎君 有田 八郎君

出席政府委員

- 厚生事務官 安田 巖君
- (社会局長)
- 厚生事務官引 田辺 繁雄君
- 揚護護庁次長)
- 衛生事務官(公衆 楠本 正康君
- 衛生局環境衛生 部長)

委員外の出席者

- 農林事務官(食糧 新沢 寧君
- 糧庁総務部長)
- 農林技官(食糧庁 寺田庄次郎君
- 業務第二部長)
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

七月十七日

委員木村文男君及び安井大吉君辞任につき、その補欠として寺島隆太郎君及び山崎猛君が議長の指名で委員に選任された。

七月十六日

インターン制度廃止に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第四二四〇号)

引揚醫師の受験資格に関する請願

(中川俊思君紹介)(第四二五〇号)

日吉村に上水道敷設の請願(井谷正吉君外二名紹介)(第四二五一号)

未帰還者並びに留守家族の処遇に関する請願(有田八郎君紹介)(第四二五二号)

未帰還者留守家族の援護強化に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第四二五五号)

同(小川平二君紹介)(第四三二六号)

湖岸病防除に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第四三二七号)

沼部村授産場施設整備拡充に関する請願(只野直三郎君紹介)(第四四三二号)

恩給一時金受給者の医療補償に関する請願(内藤友明君紹介)(第四四三六号)

生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(内藤友明君紹介)(第四四三七号)

二等症患者の処遇に関する請願(内藤友明君紹介)(第四四三八号)

未復員者給付法による入院患者に生活費支給に関する請願(内藤友明君紹介)(第四四三九号)

国立療養所入所患者療養規律制定反対の請願(内藤友明君紹介)(第四四四〇号)

生活保護法適用患者の身廻品費引上げの請願(内藤友明君紹介)(第四四四一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出第一一九号)

厚生行政に関する件

○松永(佛)委員長代理 これより会議を開きます。

都合により委員長が不在でありますので、私が委員長の職を勤めます。簡易水道の件について降旗委員より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。降旗委員。

○降旗委員 簡単であります。ちよつと伺いたいと思つて、先般一般質問の中に簡易水道の件について御発言された委員の方がありまして、この簡易水道の国の補助率を工費の半額にしてもらいたいという御発言であつたのであります。実は私も国元から簡易水道の陳情を受けておりますが、申し上げるまでもなく簡易水道は国民の保健あるいは公衆衛生という立場から申しまして非常に重要なものであります。この簡易水道につきましては、私は一人のみでないと思つて、そして私は、現在の簡易水道につきましては、国の補助が四分の一、府県の補助が四分の一、合せて二分の一になるのであります。もちろん国の補助率を二分の一にするという事はけつこう

なことでありますけれども、私から申しますと、補助率は現在のままにすえ置きまして、それを実現する件数を多々ます。併するようになつて、現在の立場から最も必要だ、こう思うのであります。幸い厚生省におきましてはこの問題に非常に熱意を示されておるようでありまして、この一、二年の実績につきましては、簡易水道の敷設の補助の申込みの件数及びその工費の総額、これに対して補助を与えたる件数はどういふことになつておるかと、その実績を一応承つておきたいと思つて。

○楠本政府委員 現在簡易水道の補助率はわづかに四分の一であります。それにもかかわらず全国の簡易水道に関する要望はきわめて熾烈なものがあつて、現在まで道府県を除いて目下申請をいたしております件数を見ますと、件数にいたしまして八百六十六箇所、事業費の総額は六十五億二千万円に達しております。なお道府県残つておりますので、若干増加する見込みでございます。ところがこれに對しましては補助費として計上されておるものはわずかに四億四、従いまして、事業費は総額にいたしまして十六億でございます。おそろく要望の五分の一程度を満すにとどまるものと考えております。

○降旗委員 ただいまの御説明によりまして、件数及び総工費の点がわかつたのであります。これだけでは現在の情勢下において非常に不十分であ

る。政府の施策はますますこの問題に熱意と力を入れていただきたいと思つて、これら未処理になつております件数につきまして、現在よりさらに積極的に補助件数を増して、補助額を増加するお考えがあるかどうか、この点を御説明いただきたいと思つて。

○楠本政府委員 目下来年度予算の編成中でありまして、来年度予算におきましては、少くとも私も事務当局の立場をいたしましたように、相当大幅な増額を要求したい所存でございます。同時に水質のきわめて悪い地方、あるいはきわめて水に不便を呈しておる地方、あるいは水のために各種の伝染病が発生しつゝあるような地方を調査いたしてみますと、全国で四千二百町村、対象人口にいたしまして約千五百万人の多きに上ります。従いまして私どもといたしましては、これら千五百万人の対象に對しましては、可及的すみやかに、しかも長期計画をもつて逐次水道の普及を実施して参りたい所存でございます。しかし本年度の予算のごときものをもつていたしましては、まことに百年河清を待つ感もあるものであります。来年度におきましては、小さくもかような目標を五箇年せいゝ十箇年程度で達したいと考えて長期計画を立てたい所存でございます。

○松永(佛)委員長代理 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法案の両案を一括して議題とし、前回は引続き質疑を続行いたします。中川源一郎君。

○中川(源)委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する問題につきまして、各委員から熱心な御質問がありまして、その答弁は私も拝聴いたしました。満足すべきものがなかつたという点についてはつきりいたしておるのでございます。今回恩給法の一部改正法律案が出ておるが、これが通過いたしましたら、大部分援護法というものは恩給法に持つて行かれるのではなからうか、かように考へるのでございます。その場合にまたこの調査を行うことが非常に複雑でありまして、すでにこの援護法の調査でも、ずいぶん長い間かかつて一々戸籍簿本なんかを取寄せて、なか／＼めんどうな手続、一字が違つておつても、また突きもどす、それにつきましては相当遺族の方においても、傷病者においても手続がかかつておられます。費用もかかつておられます。またこういふことを恩給局の方で繰返されるのではなからうか。もしそういうことになりましたら、二重の手数がかかるわけでございます。この場合事務の移管をいつきりとなされまして、すでに入手しておられます戸籍簿本というものを恩給局の方に厚生省から引渡されるお考えはないかどうか。また未処理の分に対しましては、これは問題ではございませんけれども、すでに確定いたしました分に対しましては、これを処理済みとして、恩給においてもすみやか

に手続がとられますように、二重にその手数を要せぬように、戸籍簿本だけでなしに、すべての書類を恩給局の方に手渡し済みやかに処理をしてもいい、こう考へるのであります。中川が、この点いかがでございますか。

○田辺政府委員 援護法による遺族の年金等の裁定にあたりまして、審査をしたり、または裁定をいたしましたいろいろの結果を活用いたしました。恩給法による公務扶助料の裁定をできるだけ簡易化し、迅速にやりたいという点につきましては、まったく同感であります。恩給局とよく相談いたしました。もし書類等でお役に立ちましたものがあつたらば、われ／＼の方から引渡しすることは一向さしつかへございません。この点につきましては、私どももよく御相談申し上げまして善処したいと考へております。

○中川(源)委員 まことに適当な御答弁をいただきました。ぜひそれは実現していただきますように要望いたしておきます。

またこの家庭争議なんかが起りました、実は受入れる方で、これは未亡人が受入れるべきものである、また未亡人が事実結婚をしておられる、それは子供とかあるいは親が受入れるべきものであるという事柄につきまして、一家庭裁判所の方へ届出いたしました。あるいはまたいろいろ手続はいたしませんけれども、受給権者の方では、厚生省の方あるいは今後は恩給局の方に、同一の者に対して二重に申請が出るような場合が往々にしてあるわけではございません。そういう事柄につきましては、何と申しましても民生委員よりも遺族会長が事実をよく承知いたして

おるのでございます。遺族会長は全国にありまして、どの村にも、またどの区にもあるわけでございます。全部の遺族が集まつた遺族会であり、それから選挙された遺族会長があるわけでございます。これらの遺族会長に相談をする場合には、一番事務が正確に迅速に運ぶというふうには私は確信いたしておるのであります。民生委員などは遺族会長に尋ねないといふことではない、いろいろなことが多いたのでございます。会長に相談せずにはい／＼な意見を述べて、往々にしてあやまちがある場合もございまして、頼まれた方につくといふようなことになつて、公正な立場から判断する遺族会長にこの調査方なり手続を一任した方が一番正確である、こう考へるのでございます。先般のことについてお尋ね申し上げましたら、できるだけひとつ御協力を願つて遺族会長に正確な回答をしてもらうようにしたいといふような御答弁をいただいたのでございますが、私はそれは遺族会長に責任を持たしめて、何か民生委員のような資格を持たなくて、あるいはあるいは嘱託あるいはその事務について一つの資格を持たすといふことが必要である、こういうふうにお考へるのでございますが、これはすぐ御回答をいただかなくても、ひとつお考へおきくださいまして、そうしてこの遺族会長にそういう事務を嘱託をするといふようなことでもした方がよいのではないかと、こう思つてござい

ます。それからたいへん問題になつておりました内地あるいは外地で死亡された方のことでございますが、内地では、東洋丸でございまして、帰還されて、すでに軍務を終えて、そうして自

宅に帰るときに船が沈んで死された人が、たしか東洋丸であつたと思つて、四国の沖で死された。これらに対しましては、弔慰金を支給されたことを私は記憶いたしておるのであります。これも内地死亡であり、軍務期間を満了された後において起つた事柄につきましても、さういふ弔慰金を支給された例もございまして、内地、外地を問わず、いやしくも公務に服しておつた者に対しましては公務死亡として取扱うべきである、かように考へるのでございますが、あるいは脳溢血でなくなつた人は該当しないとか、あるいはまた胃がんでなくなつた人は該当しない、あるいはまた急性肺炎とか、急性気管支炎といふようなものは該当しないといふこと、いろいろとオミットされる場合が多うございまして、ただ、ただい、何と事務が波帯いたしておつて、その判定に苦しんでおられるものが多いと私は思つております。こういう病氣であるといふけれども、実際にはこれは氣の毒であるといふので未処理のものが相当あると思つて、それで病氣の二十四種目といううなことに拘泥せずによつてもらなければならぬと思つてございまして、恩給局の方では二十四種類の病氣といううなことを言明しておられるのであります。厚生省におきましても二十四種目といふようなことになつて、これはいやしくも公務で死亡された、自分の個人のことではないといふ場合において、すべて該当するようになつてもらなければならぬと思つてございまして、これに対してもう少しはつきりした今後の方針をきめていた

いて、どうしてもただいまの法律ではこの範圍にしか行けないといふことではございましたらば、お互いに相談をいたしまして、私は委員各位の御同意を得て、そうしてこれはあまりにも非常識である、氣の毒であるといふようなものに対しましては、すべて該当するようになつて恩給法を改正すべきである、かように存じておるのでござい

ます。先般各委員が御質問になりました大部分の意見が、この病氣に拘泥するといふようなことによつて、いろいろ氣の毒な人が起つて来るといふことを御発言になつたわけでございます。私は一日も早く内地、外地を問わず、また病氣の種類いかに問わず、いやしくも公務に倒れました場合には、公務死亡を拡張して、そうしてこれに当てはめるべきである、かように存するのでございます。医者によりましては、これは何と病名をつけようかといふことで思案をしながらつけられる場合もあるわけでございます。ですから伝染病に限るといふようなことになつて、私は公務死亡はすべて該当せしめなければならぬ、かように存するのでございます。この点不公平のないようにしたいと思つてございまして、重ねてひとつ次長の御回答をいただければ結構でございます。

○田辺政府委員 ただいま御質問に相なりました件につきましては、先般お答え申しました通り、援護法としては二十四種類の病名というのみに限定しておることはございせん。たび／＼申し上げます通り、従来の恩給規定の内規のような基準にこだわることもなく、今度の戦争の特殊性にかんがみ

て、その実情に即応するようにとりはからつておる次第でございます。

なお公務であるか公務でないかという問題につきましてはやはり法律上一定の限界があるわけでございます。公務でないものを、みなすというためには、法律をみて行かなければならぬと思ひます。もちろん公務であるか認定するにあつては、疾病あるいは負傷にかつた当時の状況というものが非常に大事でございます。また疾病にかつた後の治療の機関がどうなつておつたか、これも重大なことでありまして、りつばな病院にすぐさま収容して十分な治療を受けられるような環境に置かれていたのと、病院もなかつたような場所とでは、一断りと思うのであります。一断りとは、断ると思ひます。先ほど申し上げましたような氣持をもつて裁定促進に努めて参りたいと思つておる次第でございます。

○中川(源)委員 以前に御答弁いただいたのでございますが、実は地方の世話課においては二十四種類の病氣の中に該当してないから、厚生省に書類を送りまして、最初から受け付けないうつので、最初から受け付けないうつな世話課もあるわけでありまして、これはけしからぬというので、ほかの病氣の証明をとりまして、ようやく厚生省に送つてもらつたという事実もあるわけでありまして、ですから、二十四種類に限定してないということと、ひとつ地方の世話課にはつきり通牒を出しておいて、必要がある。初めから二十四種類の中に入つていない病氣が事実あるのです。それを地方で当初から取上げないというふうなことの

ないようにしていただきたいと思つてございまして。この点十分徹底しておつたかどうかということをお伺いしたいのであります。

次に遺児の育英のことについてでございますが、育英の方は、昨年は六千八百万円でありましたが、今度は一億二千万円と承知いたして居るのであります。その内容は、日本育英会の育英資金と何ら金額において相違がない、一般の勉強したいという意欲を持つ子供、そして学習資金が足りない、成績の悪いという子供の育英資金を利用するということ、戦死者の遺児がこれをいける利用するということと何ら差別がない、ただ予算措置は六千八百万円、あるいは一億二千万円盛られておるだけであつて、その利用方法にはかわりがないというふうなことは、あまり恩典を感ずるものではないわけでは、いかもその三十四億の日本育英会の育英資金があるわけでございます。いさしこれは、戦死者の遺族、あるいはまた傷病者の死亡いたしました者の遺児というものにつかまされては、かんじんの働き手を国のためにささげたわけでございますので、もう少しこれは徹底した育英資金を出す、あるいは育英方法を講じなければならぬ。外国のいさしの敗戦国におきましても、遺児に対する待遇は、非常によくいたして居るのであります。満二十四才までは国費をもつて義務教育から大学を卒業するまで、西ドイツも東ドイツも育英資金を出しておつたという状態でありまして、またイタリアにおいてもオーストリアにおいても、遺児の教育には非常に力をいたしておるのであります。これに對しましてもう少し徹底した対策

を講じてもらう必要があると思つてございまして、この点何かお考えをしいただいておるものであるかどうか、今まで通りでやつて行くというお考えであるかどうかということをお伺いたいのであります。

それからもう一つお尋ねしたいのですが、遺族あるいは傷病者の住宅難というものが最近非常に深刻になつて参りまして、主人が戦争に出るまでは相当広い家でもそれで十分維持ができたのでございまして、未亡人と子供、年寄りだけでは、その借りておる家も少し広いというので、間貸しをするというふうな者が最近大分出て参りました。間貸しした場合に、家主は、これは承諾を得たもので、十分徹底したしておるものかどうか存じませんが、承諾を得たにもかかわりませぬ、承諾を得ないというので立ちのき、明渡しを要求するという裁判がもうどの地方におきましても至るところたくさんある。その対象は未亡人が入つておる、子供を持つ未亡人の借家が多いのでございまして。裁判所では、一番件数の多いのは明渡し事件、その対象はほとんど未亡人の住まわつて居る家でございます。あるいは年寄りの住まわつておる家、その場合に、弁護士を雇うだけの資力もなし、またそういう知識を持つておらぬために泣き入りて裁判に負けてしまつて、泣く泣く家を明け渡すというふうな場合が多いのです。まことに今日では気の毒な状態が至るところある。中には戦死者の未亡人や、子供や、年寄りだけの入つておる借家でも、売らぬものはないか、安く売らぬものがあるならば買おう

というふうな、それを商売にしておる朝鮮人、あるいは日本人にも弱い者の入つておる家を探して、それを安く家主から買ひまして、そして明渡しを専らにやつて、またその家を明け渡してから高く売りつけようというふうな裁判が、どの地方に参りましてもたくさんあるわけでありまして。まことにこれは弱い者のいじめで、みじめな問題でございます。ドイツやオーストリアのこを申しまして何ですが、優先的に家のない者、家の焼かれた者に対しては、戦死者の遺族、あるいは傷病者の遺族の家に対しては、優先的に住宅を建てて住まわして居るわけでございます。今回住宅につきましても、労働者の住宅を建てようということ、まことにこれはけつこうなことでございまして。これと同じような意味で、非常に住宅で困つておるような未亡人や子供あるいは年寄りに対しまして住宅を心配してやる、あるいは住宅組合に申込んで、抽籤なんかについても優先的に取扱うように格別の御心配が厚生省で願えないものであるかどうかというところをお尋ねしたいのです。衣食住のうちで、食は近ごろ楽になつて参りました、住まいという問題については深刻な問題がございまして。幾多その例を承知いたしておるので、この際住宅問題について厚生省の方から心配するようにお考えを願えぬものであるか伺ひます。

○田辺政府委員 戦死者遺児の育英の問題でございますが、これは文部省の所管でございますので、文部省當局からお答えを申し上げます。適当かと存じますが、この際私からお尋ねの第二点の遺族、傷病者に対する住宅の問題

について、お答えを申し上げます。住宅困窮者のうちで、お話しした通り傷病者であるとか、あるいは未亡人であるとか、あるいは引揚者であるとか、あるいは戦災者等、厚生省に特別の深いものがたくさんおられるわけでありまして。実は引揚者については、引揚者の住宅について今までいろいろお世話を申し上げておるのであります。が、終戦後長年たちました今日、引揚者の住宅だけについて、特別に考えるということは実情に沿わない点がございますので、建設省とも折衝いたしまして、従来の一般公営住宅のほか、低額所得者のために——これはもちろんお話の方々も含めた、主として対象にしたものでございまして、いわゆる厚生住宅と申しますか、低家賃の公営住宅というものを特別につくつていただきます。建設省當局においては二つにわけて現在家を建てて居るわけでございます。いわゆる厚生住宅というのは厚生省の社会局で主管をいたしております。建設大臣、厚生大臣共管ということになつておまして、各定員の割当て、住宅管理等のことにつきましましては、厚生大臣が建設大臣と協議いたしまして措置するということになつております。この点はこういう線を一層促進したい、こういうふうにお考えを願ひます。

○中川(源)委員 最後に一言、これは労働省の關係もありませんが、遺児の就職、あるいは未亡人の就職についてでございますが、これをひとつ格別には厚生省と労働省とが打合せをいたしまして、そして片親がない子供で、学校を卒業いたしましたも就職が

にいて、お答えを申し上げます。

住宅困窮者のうちで、お話しした通り傷病者であるとか、あるいは未亡人であるとか、あるいは引揚者であるとか、あるいは戦災者等、厚生省に特別の深いものがたくさんおられるわけでありまして。実は引揚者については、引揚者の住宅について今までいろいろお世話を申し上げておるのであります。が、終戦後長年たちました今日、引揚者の住宅だけについて、特別に考えるということは実情に沿わない点がございますので、建設省とも折衝いたしまして、従来の一般公営住宅のほか、低額所得者のために——これはもちろんお話の方々も含めた、主として対象にしたものでございまして、いわゆる厚生住宅と申しますか、低家賃の公営住宅というものを特別につくつていただきます。建設省當局においては二つにわけて現在家を建てて居るわけでございます。いわゆる厚生住宅というのは厚生省の社会局で主管をいたしております。建設大臣、厚生大臣共管ということになつておまして、各定員の割当て、住宅管理等のことにつきましましては、厚生大臣が建設大臣と協議いたしまして措置するということになつております。この点はこういう線を一層促進したい、こういうふうにお考えを願ひます。

○中川(源)委員 最後に一言、これは労働省の關係もありませんが、遺児の就職、あるいは未亡人の就職についてでございますが、これをひとつ格別には厚生省と労働省とが打合せをいたしまして、そして片親がない子供で、学校を卒業いたしましたも就職が

できないということではたいへん困るわけでございますので、同じ能力を持つ者でありましたならば優先的に採用するような勧誘をするとか、あるいはまた何とかそこにくふうを立ててもらえないかと思つたのでございますが、私はたび／＼自分でその問題にぶつかつておるのでございますが、子供はよく勉強できて採用試験にはりつぽであつた、非常によい子供であり、自分の百貨店に採用したい、自分の銀行、会社に採用したいのであるが、調べてみると母親だけしかない、私の銀行では、会社では、片親しかない者は採用しない内規になつております、たいへんお気の毒であります、やむを得ませんといふので、非常にしつかりしたよい子供でありまして、父が戦死しておるとかあるはそういう関係で採用しないといふ百貨店がたくさんある、また銀行や会社がたくさんあるわけでございます。今日人間が余つておるときでありますから、銀行会社はつきほうだいを言うて人を採用するのであります、私が、私どもは大学生がアルバイトをするのに、両親のある人は遠慮してもらいたい、片親しかないものを先に、優先的に採用されたいといふふうにいたしまして片親の者を優先採用いたしております。そういうふうには各銀行でも会社でも国のために命をささげましたものに對しましては、勉強ができませんとか能力がないという者ならば、これは採用にならなくてもよろしいのであります、他の者に負けないうつばな能力があり、力があるというものでございましてならば、これを優先的に採用するように御勧誘を願うくふうがなにか。ドイツの法律では傷痍軍人を何

パーセント以上採用しなければならぬ、どの会社も工場も、戦没者の遺児あるいは未亡人を三％以下の採用の場合には、罰金幾ら／＼に処すといふに法律をきめられておるのであります。いつかこの問題について前の厚生大臣にお尋ねしたこともございまして、これは職業安定所の方になるべく優先的にこれらの気の毒な方々を採用するようにということを経験してみる、そうしてまだ成績が上らないといふことであつたならば考えてみるということの回答を得たこともございしますが、ただいまでは相かわらず一般社会が国のために命をささげた気の毒な家庭であるといふような同情よりも、まず採用するものの方がかつてな考えをもちまして採用しておるといふような場合が多ございますので、この問題について政府が何らかの手を打つ必要がある、私は考えるのでございます。そうでなければ、片親しかない者はいつまでも採用されない、それこそ子供までが国家を恨むといふことになるので、ひとつ格別の御心配をいたしたいと思つたのでございしますが、いかがでございしますか。

○田辺政府委員 戦没者の遺児の方々の就職の問題につきましても、片親しかないために就職上不利を受けるところが、あつては相ならぬと思つて、そのことにつきましても、従来労働省ともいろいろ話をしておりましたが、重ねて嚴重に申入れをいたしまして、さうなことの無いように、さらには進んで遺児の方々につきましても、できるだけ就職の御便宜をいたしたるに、なお一層できるだけ努力をいたしたいと思つております。

○松永(佛)委員長代理 たいま援護法関係二法案の審査中でありまして、食糧庁から新沢食糧庁総務部長、寺田食糧庁業務第二部長がお見えになつておられますので、この際食糧衛生法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたしたいと思つて存じます。杉山元治郎君。

○杉山委員 今食品衛生法の一部を改正する法律案が議題になりましたが、これは御承知のように輸入食糧のうちには、はなはだ不衛生的なものも入つて来て、これについて衛生的立場から十分な検査をし、これを防遏して行く、こういう立場から厚生省の方はこういう法案を出していただいております。御承知のように黄変米のような非常な多額の不良のものが出ましたりいたしておりますので、私はこの際厚生省がただ結果だけを見て、これを除去するといふのでなしに、その根源である輸入を取扱います農林省の方でも十分いろいろな御考慮を願わなければ、いわゆる河清を待つのに根源をきわめない、こういう結果になると思つたので、特に食糧庁の方々をお願いして来ていただいたわけでありまして、特に黄変米についてお伺ひいたしたいと思つたのであります。黄変米はビルマ米だけの特有のものでありますか、あるいは他の輸入米にもございしますか、一応その点を伺ひたいと思つて存じます。

○寺田説明員 黄変米がビルマ米以外にあるかというお話でございしますが、タイにもございします。

たずらに米の買いあさりをやるといつたところで、事実上米はたくさん買えるということではないのでございませぬ。その割当を受けました米を、向うの政府機関 S M B というものがございまして、その割当の数量を日本に渡すことになつておりますので、買いあさり狂奔のために品質を吟味できないという事ではなくて、政府間貿易のために、その吟味にあまりむずかしい注文がつけられぬという実情もございまして、極端なことを言えば、向うのあてがい扶持というふうになるのであります。しかしながら問題が問題でありますので、その後、ビルマ政府とも交渉いたしましたので、できれば黄変米は日本としては配給不相当であるから、黄変米が入つたものはお断りできるという交渉をやつておるわけでございませぬが、ビルマ政府といたしましては、黄変米につきまして、他の国も出しておられます関係もございまして、日本だけにそういう特定の条項を入れることを突は張つておるようなわけでございませぬ。従つて契約の面で現在のところはこれをはつきりさせるといふことには至つておりませぬが、その点につきましては十分交渉を續けて行きたいと思ひます。しかしながら現在は今のような実情をビルマ政府に十分訴えまして、できるだけ引取る前に品物の検査をさしてくれということ、船に積みましますときに、商社並びに私の方から参つております者が立会ひの上検査を実施しております。その際に悪いものがありまします、船に横むことを突はお断りしておるようなわけでございませぬ。相当これは強く実施しておりますので、ビルマ政府との間に多少のトラ

ブルも引起すくらいに強硬にやつておるわけでございませぬが、何分根本的にこれを契約なり、とりきめの上ではつきり断るという段階に至つておらないわけではございませぬ。なお船に積み込むときのみなならず、現品が倉庫にありますときに、倉庫の下見検査をさしてくれということをお願いいたしまして、これはビルマ政府が許容してくれまして、倉庫の下見検査も突はやつておるようなわけでございませぬが、何分にも広い地域にわたつて幾らの人間もおらないわけではございませぬから、完全に全部の倉庫の下見という事は不可能かと思ひますが、そういうことは不可能かと思ひますが、もちろん、ビルマ政府もこの方の検査はもちろん、ビルマ政府もいたしまして、私も検査する前に誠意をもつて品質なり品種の吟味をいたしまして、ビルマ政府自身としても日本の希望するものが渡るようになつて、こういうふうな措置をとつてくれたいと思ひます。

○杉山委員 今お伺いしますと、政府の割当である。そういうことならば、今三社ですか四社ですか、買出しに行つておるようですが、別段そういうものがなくて、政府の出先の方が政府と政府と御交渉の上で、これを買ひ取れるのではないかと、この気がいたすのであります。や、やはり四社が出て行つておるという事は、それ／＼営業業者でありますから、買わなければならぬ、ごうという結果が当然出て来るのではないかと、この気がいたすのであります。その結果先ほど申し上げたような悪いものを買ひあさりのようなことになり、悪いものを買つておる結果にならないか、このういふことを私は心配して申し上げたのであります。もし今お話のように政府の割当であるということならば、日本政府にこれ／＼、今申し上げたように九万トン、こういうことなら、仲介業者がなくても、これは買ひ入れられたのではないかと、その点についても一度伺いたいと思ひます。

○寺田説明員 たいがい買ひあさりをやつた結果、悪いものが入つて来ておるんじやないかということをお断りしたものであります。これは政府でとりきめになつておるならば、しからば商社はいらないじやないかというお話でございませぬ。御承知のようにただ数量なり価格のとりきめをしただけでは、米は持つて来れないわけではございませぬ、きまつたものを引取る船を持つて行つて、内地に輸送するような仕事もございませぬし、また代金の支払も一応政府が直接やらぬので、そういう商社を使つて代金の決済もやつておるすし、政府がとりきめしたから商社はいらないという結論にはならないので、はいないかと思ひます。また先ほど申し上げましたように、米の引取りにつきましては、商社も立会ひをやつておりました、悪いものは拒絶をしておるような仕事もやつておるわけではございませぬ。

○杉山委員 それから検査であります。向うのビルマも検査をしていて、いとお話ですが、私どもの聞き及んでおるのでは、ビルマの検査は、小石だとか、あるいはひえだとか、あるいは小石だとか、そういうものに対する除去にはい／＼と御心配になつておるけれども、黄変米のごときは今お話のようにわからない。こういうことの結果、そういうものについてはやつておらないと思ひますが、私は今のよう

な目に見えぬような夾雑物をとるといふことは、当然やつていただくかなければならぬと思ふけれども、われ／＼が今問題にしているのは、そういう病変的なものが入つて来ることは困る、こういうことではございませぬ。そういうような単なる肉眼的な検査は、やなしに、細菌の検査を申しますか、そういう検査が先においてなされておるのであります。どうか。政府の方でやつておるにはやつておるけれども、私の申し上げたような理学的な検査は、やられておると思ひますが、細菌的な精密な検査は、やられておらないと思ふのです。そういう点はいかがですか。

○寺田説明員 黄変米になりました米は、科学的な／＼な検査方法もあるかと思ひますが、外見上一見して黄変の現象を来しておりますので、体験によりましてある程度の検査は可能なわけではあります。そういう検査は現地においてやつておるわけではあります。

○杉山委員 やつておいでになるなら、ぜひそれを嚴重にやつていただいで、内地に來て、そういうことのないようになつていただきますならば、財政上非常に浮かびます。その法律の部分に非常な問題などもこの法律の部分に非常にお助かると思ふのであります。しかし私はそういうふうにしていただいでおつても、今おいでになつておるような二人や三人の検査官でははなはだ足りないという感じがするのであります。今の検査官で十分に検査ができるという御自信でございませぬかどうでしょうか。

○寺田説明員 先ほど申し上げましたように、倉庫の検査をするというふうなことになるかと、これはもちろん現在の人員では十分とは申せぬわけではあります。これはやはりビルマ政府自身も、その点につきまして協力をしていただくという態勢がないと、日本から行つた者だけでは、完璧な検査ということも困難ではないかと思ひます。先ほど申しましたように、これにつきましては、ビルマ政府当局側としても、非常に良心的に、日本にはさようなものがないように注意をしてくれておられますし、それにあわせて、私の方の検査を抽出的にやつて行く。またもちろん商社も検査官の指揮のもとに検査をしてくれておられますので、大体支障なく行くのじやないかというふうな考へておられます。また事実上そういう措置をとりましてから、現在は比較的良質なものが入つて来ておりました、そういう問題になつたものもないわけではあります。しかしながら、できれば人員がたかさんだ方が、より完璧な検査ができるということは、これは当然のことではございませぬ。しかし予算人員等の／＼の問題もございませぬので、その点につきましては、今後関係方面とも十分折衝して、ますます完全な検査ができるというふうにしておられます。

○杉山委員 ぜひ完璧な検査ができるようになつて、内地へ來て災いの起らないように、ぜひ十分の御手当を願ひたいと思ひます。御承知のように今度の予算で見ますと、行政費節約が百億もされておる。その結果、いわゆる農林省関係においても調査、研究、検査、こういう費用が一四％減ぜられる、こういうことになつておるようでありませぬが、

そうなるので参りますと、われ／＼は今申し上げたように、検査をせむもつと嚴重に、かつ多くの方々に行つていただきたいと思つておるのであります。が、事実今言ふようなことになつて来ると、なお減らさなければならぬといふふうな結果になつて来はしないか、かういふ心配をいたしておりますが、かういふ点について、今の現在員を減らされるという心配はないでしょうか。

○新沢説明員 今度の予算の節減のために、将来の検査事務が、いかに影響を受けるかという御質問でございますが、実は現在のところもなかく、苦しい状態でございますが、今度の節減で、外国旅費等がたいへん節約を命ぜられました。大体買付の期間といたしましては、問題の期間は雨季中でございますので、一応今行つております人間につきましては、八月一ぱいくらい、あるいは九月中旬までの予定で行つておりますので、さしあたり今直ちに行つておる人を引揚げるといふ問題は起らないと思つております。来年以降は、ことと同じような率で予算がきまると、たいへん困難と思つては、大蔵省にも十分話して、かういふことの起らないように努力いたしたいと考えております。

○杉山委員 現地の方はそれといたしまして、日本に入つて参りましたものの日本の港における検査は、これは厚生省の方もやつておるに伺います。が、あるいは農林省の食糧庁の方でも、おやりになつておるのでしようか、その点をお伺いいたします。

○寺田説明員 これはもちろん厚生省の方としてもおやりになつておると思つて、食糧庁といたしまして、各現地に検査官がおりますので、十分検査いたしております。

○杉山委員 厚生省の方はもちろん衛生的見地から見て、今言ふような部分を検査しておるので、農林省の方は、いむゆる品質的な部分を検査しておるのでしようか、その場合にやはり厚生省と同じような部分も検査するのかどうか、かういふことはどうなつておるのでしようか。

○寺田説明員 もちろん品質の点のみならず、配給できるかできないかというところは、非常に大きな問題でございますから、黄変米のごとき配給不適当というふうな事態が生じますものについては、配給適なりや不適なりや、十分検査を実施しております。

○杉山委員 輸入港に食糧庁のそういう検査官が何人ほどおられますか。

○寺田説明員 はつきりした人数は覚えておりませんが、大体二、三十名は検査官がおります。

○杉山委員 これは全国ですか。

○寺田説明員 いや、輸入港だけではありません。輸入港と申しましても、一つではないでしょう。あるいは四日市だとか、神戸だとか、いろ／＼あるうと思つて、それは何箇所ほどでしょう。

○寺田説明員 これは御承知かと思つて、食糧庁は、輸入食糧のみならず、内地の食糧につきましても全面的に検査を実施しております。その総人員は二万七千名くらいです。実はこれは検査の仕事だけではありません。

で、あらゆる食糧管理の仕事も兼ねてやつておられて、それが主要なところには、出張所というふうなものを設けて、大体全国的な組織網を持つて実施しておりますので、輸入港についてそういう検査官がおられないところはないわけでございます。

○杉山委員 私は食糧検査官の数はよく承知しておりますが、特に米麦としての輸入食糧が港に入り、その港において検査をするお役人の方はどのくらいおるか、このことを伺つておるわけでございます。

○寺田説明員 これは先ほど申し上げましたように、主要港には全部検査官はおりますが、その主要港の各港の詳しい人員は、実は今承知いたしておりませんので、御必要がございませすれば、あとで書類にして差上げたいと存じます。

○杉山委員 この間新聞で拝見しますと、黄変米の扱下げを一万数千トンおやりになつたようでありましたが、それが何でも菓子あるいはみそ、そういうようなものに扱下げをする、それで普通食べますと、有毒であるけれども、そういうように加工すると、これは有毒でないのか。その点について厚生省の方からお伺いしたいと思つておるわけでございます。

○楠本政府委員 黄変米等が発見せられた場合には、農林省の方に申入れをいたしまして、それ／＼の毒性に依りまして、使用の用途をかえるようにいたしております。たとえば極端なものには、工業用アルコールにまわしたり、あるいは軽度のものは、みそ、しよゆ用にまわす、さらに軽度のものは、おこし等の菓子原料にまわすとか

いうような、それ／＼その品質によりまして、振りわけをいたしまして、農林省に申入れをいたしております。

○杉山委員 大枚を扱つたものでありますから、むだにしまつてしまつておるとは惜しいから、できるだけ有効に使用していただくことはけつこうでありますけれども、それが今言ふように、加工上において、もし有毒でありますならば、せつかくおやりいたしても、それはたいへん困つた問題になると思つて、かういふことのために配給を禁止しながら、今言ふような、まつたく有毒でないアルコールならアルコールというように、何かそういう特別な処置がとられると思つて、今申したような扱下米の加工に対しては、厚生省はこれなら大丈夫だ、かういふ検査の上に農林省の方にそういう振りわけをいたしておるのでございませうか。

○楠本政府委員 御指摘のように、私どももいたしましては、衛生上危害なしという確信のもとにその振りわけを農林省に申入れしているわけでありませう。

○杉山委員 もうこれで終りますが、ただ農林省に伺います。今度のそういうような加工に扱下げました黄変米の価格が、トン当り一体どれくらいで扱下げておりましたか。

○新沢説明員 実は厚生省から御連絡をいただきましたので、その御判定に従つて用途先をわけて計画を立てておりましたが、実は、用途別の配分が最近きまりましたので、また実際の扱下げは実施いたしておりますが、できるだけ高い価格でそれ／＼用途に当てたい、かう思つておられますので、それ／＼の引受先から原価計算等提出していただき

きまして、交渉中という段階でございます。○杉山委員 交渉中というのならこれはもうそれ以上に聞くわけに行きませんから、お尋ねしませんが、いむゆる高い外貨を扱つて得た米でありますので、先ほど申した扱下げのうちにも、食用になるべき分までも、うつかりするとこれは黄変米の軽い部分だと称して売出すような危険性が今日までもあつたと思つて、かういふ点について、ひとつ食糧庁も十分な検査をいたしまして同時に、価格の点につきましてもどうかあまり、ひどい損失の行かないような点についての御配慮を願つておきたい。これはあとでわかりますから、かういふ問題はきまつた後に御返事が得たいと思つて、たいへんありがたうございませう。

○梶(ツ)委員 関連して。ただいまの黄変米の問題で厚生省と農林省との間に答弁の食い違ひがあるように思つております。この間の楠本さんの御答弁では、今まではしようゆだとか菓子だとかいふものに扱下げて来たとおつしやつた。ところが今のお話では、扱下げの値段を目下交渉中であつて、今初めて扱下げるといふようなことをおつしやつておる。扱下げたとおつしやるならば、すでにお扱下げになつた値段というものはそのときどきにあつたんだと思つて、そこに少し答弁の食い違ひがあるように思つて、どつちがほんとうでございませうか。

○新沢説明員 言葉が足りないで、誤解を生じたことをおわびいたしますが、実は二十六年に輸入いたしましたものが八千トンばかりございませう。

す。それは昨年中に売りさばいてしまつたわけでございます。二十七年に入りましたものにつきます。ただいま申し上げたような経過をたどるといふことではございません。これは間違ひありません。

○堤(ツ)委員 そのすると二十六年度に払い下げになつた一千トンというものの値段はつきりしておるわけでありませうか。

○新沢説明員 一千トンでございます。その中で、約八千トンでございますが、これが三回ぐらゐにわけて払い下げになつておりますが、一番高く払い下げになりました価格はトン当り約三万三千円でございます。安い方は二万八千六百円ぐらゐに払い下げしております。

○堤(ツ)委員 それで外国からお買ひになつた米の値段と一トン当りどれだけ違ふのでありませうか。ちよつと参考のために……。

○新沢説明員 買ひ入れた値段との比較はこれはなかく、むずかしいので、ちよつと資料がございませぬので比較がいたしかねますが、これが正品であつた場合、もし正品であつたならば売れたであろうという値段を申し上げますと、主食用として売つておりますのは配給用は五万二千九百九十円、売つております。それから原材料用といたしましてはむしろそれより高目に六万一千九百八十円に売つておつたわけでありませう。

○堤(ツ)委員 これは私どもの党では重要な問題でございます。政府が高い外米を買つて、それをしよう油にした、工業用のアルコールにした、またお棄てになつたものもあると思ひますが、そういう面においてどのくらゐ

の国費の損失と申しますか、そういうものがあつたかといふことは、今決算委員会の方で、確かな数字をつかまうとして手わけをしてやつておりますから、後ほどあらためて価格の問題なり他の問題はわが党から質問することといたします。日本の農民のつくつたところの米に対しては徹底的な安値でたいていおいて、土地改良も食糧増産のための肥料も、うたうばかりで、何ら現在生産農民を保護しない。そうして供出を非常に強制し、高い肥料を売りつけて農民を苦境のどん底に追ひ込んでおきながら、石当り千五百円ないし二千七百円も高い米をタイやビルマに行つて買ひ付けて、そうしてこれが年間米を合せて二千万石、その予算たるや突に驚くべきもので、買入れたものが黄変米となり、これがしよう油になり、工業用アルコールになつて、今あなたが御報告になりました通り、トシ当り二万円以上の損失をしたがら業者が払い下げて菓子屋やしよう油屋を喜ばしている。またこれを目にかけておりのごとく特定の業者が寄つて来る。また資本家の立場になつて見ますれば、これを買ひ集めて一もうけするといふ手もあるわけでありまして、まづ

たこれは国民を毒するものはなほだしいものであつて大きな問題であると思ひます。従つて私たち主婦の立場にありませうか、その虫のはつているところのどうもろこし粉や、占領中に腐つて食えない黄変米をたび／＼強要されましたが、これは各全国の消費者の台所からは政府にその声は届いては、非常に非難されておつたはずであります。今の杉山委員に対するところのお答えを承つておきますと、現

地を出るときには何ともなかつたが、航海しているうちに赤くなつたり、虫がわいたりしている、そうしてこれはタイやビルマを出るときはわからなかつたけれども、こちらに着いたときは黄変しておつたといふことでもどうも判断しかねるというのらりくらの答弁をしておられますけれども、かくのごとき大きな問題として食糧自給が叫ばれ、今日食糧自給をなし得ないで外米に依存しておるところの日本国民の一番大切な自立の基礎をなすところのこのパンの問題を、政府は良心があるならば少くとも予算をかえてやるべきだと思ふ。海に向うから出されるとき出荷と同時に調べてみたけれども間違ひはなかつた。しかし何日海を航行して何日経過したうちにどれだけのものが黄変して、しよう油や工業用アルコールにまわされたといふことは、十分科学的な根拠をもつてすてに御調査願つておらなければならぬ問題で、ここの十六年や十七年の問題ではない。政府が外国輸入米に対して誠意ある処置をなさつたかどうかといふことは、先ほどから杉山委員への答弁を聞いておるとはなほ疑わしいのであります。今日はおもろん独立国として堂々と対

政府の問題で、良心的なものを出さなければおこらば受取らないといふ交渉ができませんし、今日まではそれが泣き入りをしてもらつて来た感もありました。しよせん今日以後も農民がつくつた二千万石の供出米だけでどうして二千万石を満たすことができないとするならば、外国輸入食糧にたよらなければならぬ。これを續けて行かなければならぬのであります。国際的に食糧不足が出て参りまし

たときは、また日本政府は、黄変米であらうと、虫がはつておらうと、どうもろこしの粉であらうと、これをかきこみつしみてだまつておもらいになつたといふことを繰返される危険が多分にあると私は思ふのであります。こゝういふ点について科学的な根拠をもつて国民に誠意ある御処置をなすつていただきたい。少くともこれを今日以後続けられますならば、おそらくこれは決算を通して私たちが政府のこの実態を暴露いたしますれば、年間何百億あるいは五百億に近い国民の税金を空費されているのではないかと思ふのであります。科学的な検討を年々歳々續けて来られたかどうか。どうやらなほ存じませんが、いかがでありますか。

○寺田政府委員 ただいま受取るときには黄変米でなくて、航海中あるいは内地に來てから黄変米が出たといふふうにお聞きとなりなつたようでございますが、産地においてももちろんさよなものが、大量の積込みの際でございますからあつたといふことは、私は認めざるを得ないと思ひます。しかし産地のみならず、航海中あるいは国内に貯蔵中も、そういうものが発生し、ふえるといふことはないかといふ御質問もあつたかと思ひまして、さういふこともあつたといふふうにお話をしたわけでございます。

○堤(ツ)委員 どうも政府はなかく／＼お苦しいらしいので、あまりこれ以上申し上げるのもお気の毒かと思ひますが、非常に私は政府に誠意がないと思ふのであります。何にもなくて困つてゐるんだから、お前たちこれをもらわなかつたら食つて行くものがないんだ

からというので押しつけられる。たとえばことしなども、九州の災害で、非常に九州の問題を心配されておられますが、非常に九州の災害の人たちは泣き入りをしてゐる。また、ろくでもない米をもらわなければならぬといふようなことが起つて来るんじゃないかと思ふのであります。今日まで、どうやら政府のやつておいでになつた形跡を伺いますと、あちらに二人ぐらゐの係官を派遣しておいて、そうしてたといふ一升でもよけい集めてもうけたらいいといふところの業者にすべてをまかせておいて、そして黄色くなり、少々虫がいるといふものも知つておつて、それを内地に送りさへしたら金になつて、政府が保証してくれるのだといふような商社の根性につけ込まれて、好きなようにして來られなかつたような餽があるのではありません。たゞもらうにしましても船代があるのでございませうから、国民にしてみれば大いに異議ありでございます。こゝういふ無責任な外国輸入食糧を年間二千万石余もおやりなさるうとするならば、これは国内の農政行政に貧困どころか、かてて加えて、それに輪をかけてところの輸入外国食糧においても、大きな失敗をなさつておると思ひます。もう一度わが党といたしましては国会対策にかけて、正式にこの問題につきましては、私の方からつと責任ある農林大臣あたりからの説明を承つて、その後徐々に筋をたどつて皆様方にもう一度御質問申し上げるということを保留いたしまして、本日はこれで終ります。

○降旗委員 ただいま提案になつております食品衛生法の一部改正法律案の

政府の説明を見ますと、「今回の改正は、輸入食品による危害を防止するため、衛生上有害のおそれある食品の輸入を禁止し、食肉については、相手国政府発行の証明書の添付されたものでなければ輸入してはならないこととし、これらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるようにしようとするものであります。」かように書いてあります。もちろん衛生上有害のおそれあるところの食品の輸入は、これはいまさら必要な問題でありまして、禁止することは当然のことである。その他の問題についても、これは常時なされねばならぬものであることは申すまでもありません。しからば何がゆえに今日この一部の改正法律案を出すかという問題につきましては、たゞいま委員の中から御質問のありましたような黄変米の問題が起つたか、あるいはそのほかにもいろいろ問題が起つたか、あるいは今後どういふ問題が起るおそれがあるかという点に對処するがためには、この食品衛生法の一部を改正しておかなければならぬ、こういう必要があつたためであると思つて、それで今まで、現行法で処理できないような問題が起つたといつたならば、それらの問題にどういふ実例があるか。今後かくのごとく法を改正しなければ処理しあたわないうような場合が起りますか。こういうことを一応承つて置きたい。

○楠本政府委員 たゞいま御指摘のように、当然かようなものは輸入しては相ならぬわけでありまして、ところが従来現行法におきましては、たゞいかに衛生上不良な食品でありまして、あるいは極端な黄変米でありまして、輸入そのものではないという建前になつていたのであります。そこで今回は法を一部改正しまして、かようなものはもう輸入できないのだという建前にいたしたいというのが一つの理由でございます。現在は輸入ができません。輸入されてから騒いで、これを処分するといふようなことは、はなはだうかつなやり方でありまして、そこで今回かような方法を講じたわけでございます。こういたしますと、当然買付の際に、悪い食糧はもう入れられないんだということになると、悪い買付の際に注意をいたすことになりまして、そこで大きな効果を私どもは期待をいたしているわけでありまして、それからもう一点は、現在は港に揚りました場合に、たゞい検査をして悪いと知つても、その場で厚生大臣に処分権がないのであります。従つて時間的に申しまして、それがすでに各地の配給所にまわされたということ、あとになつて初めて都道府県知事の力を借りてこれを処分するといふような、まわりくどい道をとらなければなりません。そこで今回輸入はもう絶対にできないのだ。なお港で発見した場合、即座に厚生大臣の権限においてこれを適当に処分する、という二つの点を法律改正の要旨にしたわけでございます。今までのいふ／＼な関係がございまして、かような措置が講ぜられなかつたのは、むしろ御指摘の通りまことにおそきに失するうらみもある、その点は深く申訳

ないと思つて、いろいろな事情でかように相なつていたわけでありまして、

○降旗委員 たゞいまの説明によりまして、非常に意義を明確にすることができました。そこで御説明によりまして、今までは不良な食品でも輸入ができたのだ、こういうことでありまして、おそろく私の察するところによりまして、その不良な食品が輸入されて、おそろく私を流した、そういうものを処分しなければならぬという実例があつて、このままではいけない、従つて法を改正する必要があるということが起つたものと思つております。しからば今までに不良食品が輸入されて、そういう処置を必要としたような実例がどういふものについてあつたか。この点をひとつ承つておきたい。

○楠本政府委員 従来まで処分せられたものは、ずいぶん多くの種類にわたつておりますが、昭和二十七年中に検査の結果不適当となりましたものは米にいたしまして七件、五千トン、麦にいたしまして十八件、十七万七千トン、乳製品十四件、三千トン、その他五件、二万三千トンといふような数字が出ております。なお二十八年中におきましては、麦は著しく品質が改良されました、現在までいまだ麦で不適当として処分の対象になつたものはございせん。これは昨年カナダの使節団が参りましたときに、私も使節団に強力にこの麦の点を申し入れて、その後非常に品質がよくなつて参りました。しかし米につきましては、現在までやはり五件、二千二百トンが処分せられております。なお二十七年以前におきましては、かなりの数量が処分さ

れておりますが、ただ私どもが輸入検査を始めましたのは、二十六年九月以降でございます。それ以前は、いろいろな関係もございまして、検査がしたくてもできなかったのでございます。従つてそれ以前は、ずいぶんたくさんものが入つて、それによつて多くの事故を惹起したものであります。今後私どもはこの措置によりまして、単に港におきまして悪い品物を摘発するだけでなく、このような措置がやがて現地の買付等々を注意せしめまして、先ほど来御指摘のように、未然に防止する措置ができるのではなからうかと存じております。なお世界各国におきまして、大量の食糧を輸入いたしております、あるいはその他の國におきましても、いづれも本法と同様な輸入禁止の規定がございまして、

○松永(佛)委員長代理 残余の質疑は次回に譲ることとしたしまして、それでは再び、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法案の両案について、の質疑を続けることといたします。山下春江君。

○山下(春)委員 きょうも質問した問題について、どうも釈然としないうで、なおあらためて御質問をいたしたいと思つて、

でお取上げ願つたのならば、――私ばかりの質問をいたしましたが、どうも私にはどうしても釈然としないうで、なお重ねてお尋ねをいたしておきたいと思つて、きょうの申し上げましたように、その仕事に携わつておりました者が、たとえば昭和二十九年九月二日以降でありまして、旧日本軍の弾薬を捨てる仕事だとかなんとかいふ、まつたく軍の跡始末の仕事でありまして、しかもその死にましたり、あるいはけがをいたしました原因が、あるいは機雷に触れたり、その他の事故で、自己の責任によらないことによつて起つた問題でございます。なお船舶運営會に所属しないで、南方に派遣され、しかしそれは直接現地の軍に指揮されておつた、いわゆる南洋海運所屬の船舶、

こいつたものがどうして公務と扱われないか、これがどうも私にははつきりいたさないのであります。これを公務と扱わないといふのは、故意に除かれたような気がいたしまして、こんなものをほじくる理由は別にないのでございまして、私どもは、不敏にして発見しないものはやむを得ないとしても、こいつたものを何とかしてあげたい、浮かばせたいと思つて、発見したものはこの際落さないよう拾ひ上げて行きたいと思つて、私は非常にしつこく伺つておるのであります。船舶運営會の設立されるまでに事故を受けました船は、日吉丸、対州丸、帝安丸、福生丸、榮山丸、トルナートル号、豊津丸、ふぢしま丸、香椎丸、これだけであります。それから九月二日に、終戦になりまして以後に災害を受けました船が、興東丸、那須丸、山菱



丸、室戸丸、南船丸、梅丸、東海丸、千光丸、華城丸、珠丸、遠河丸、三弘丸、蓬萊丸、金山丸、真岡丸、これだけでありませぬ。それから南洋海運に所属したておりました船が、華宏丸、南進丸、光丸、金山丸、鷹丸、橋丸、百合丸、桜丸、北興丸、大洋丸、この計三十四隻の船でございますが、これらの事故が起りましたその原因は、大体機雷に触れてけがをいたしたり、あるいは死没したたりしております。その中で真岡丸だけは撃沈でございますから、これだけの死没者でございます。比較的多いのでありますが、以上三十四隻の船が、この援護法から漏れておるのでございますが、これを公務と扱わないという点がどうしても私は釈然としないのであります。これには何か根拠がございませぬか。

○田辺政府委員 重ねてのお尋ねでございますが、実はこれは公務として扱わないというのではございません。船員で、いやくも徴用によつて戦争中に戦時災害でなくなられた場合は、学徒であるかと、一般の徴用工と同じように弔慰金は差上げておるわけでありませぬ。年金の対象となりませぬ者は、恩給法の対象である軍人またはこれに準ずべき軍属を対象とする、こういう建前に相なつております。船舶運営會に所属しておるC船員というのは、船舶運営會というものの性格から見まして、これは國家機關と考へるべきである、従つて船舶運営會の船員というものは國家機關にいわば使用従屬關係にあつた方々である、こういう解釈から、これは一般の軍人軍属と同じように扱ふのが妥当であらうと考へております。従いまして船舶運営會に所属せ

られなかつた一般の船員の方々は、これは形式から申しますと、内地における民間の軍需工場に所属しておる方と同じ範疇に属すると考へまして、この範疇から落した次第でございます。それから終戦後の船員の方の事故でございますが、御承知の通り終戦後は船員の方が一番多かつたと思ひます。船員の方以外の方も、終戦後の跡始末という事で不慮の事故にあつた方が相当あるわけでありませぬが、やはり立法の建前といたしまして、戦争による被害という事を建前といたしておるものでございませぬので、かような方はまことにお気の毒でございますが、この法律とは別個の系統において、たとへば船員保険であるとか、あるいはその他の法律で処置するのが適当ではないかと存じております。たゞいまお述べになりましたような船員の方々は、おそらく船員保険の方で適当な処置がとられておるのでないか、こういうふうに考へます。

○山下(春)委員 次長の御答弁は、確かにそれは法の根拠がないものを、あなたの方でどうみなすというような程度では扱えないと思ひますけれども、どうもその法の根拠がないというものが、軍需工場で働いた者と同じだということですが、私はどう考へても同じでないと考へます。そこでこれは政府の方でやり直らなければ、われわれ委員の方で修正案でも出しまして、やはりこれはお救いになつていただいております方が、あとで寝ざめがいいと、私はどう考へても思ひます。でございますので、この点は政府の方でやり直らなければ、議員の方から修正案を提出して、思い残りのないようによつていただ

うと存じます。もうこれ以上はお尋ねいたしません。

それから期間の問題でございます。この在職期間について、引続き海外にあつて帰還するまでの期間ということでございますが、この引続きということが、ちよつと困るのであります。御承知のように、これらの船舶運営會に所属したておらなかつた船も、その後には、あるいは昭和二十五年になりましてからは、全部乙船員の方々も船舶運営會の中へ一元化されたようなことになつておられますので、どういつたような問題から見ても、どうも引続き海外にあつてというこの期間が、ちよつと私は無理のように考へますので、この点はその都度というふうにお考へを願ふことは非常困難でございます。どうか、引続きと考へなければいけない何か根拠がございませぬか。

○田辺政府委員 軍属の在職期間の問題でございますが、軍属をこの法律の対象に取入れました理由は、先般も申し上げたと思ひますが、内地の軍属、たとえば軍の工廠に勤務いたしておりました徴用工、これが内地の軍属ということになりませぬが、こういつた方々が空襲等で戦死された場合におきましては、それと陸軍共済組合、海軍共済組合から年金または年金に相当する一時金が差上げてあるわけでありませぬ。これは終戦間近になりまして、空襲が非常にはげしくなつたために業務の能力が落ちる、どうしても業務を確保する、という見地から、災害に対して万全の施策をしようという事で、共済組合という形をかりてやりこすので、関係上、戦地におります徴用工その他の雇用人に対しては、どうしても救済の手

が及ばなかつたわけでありませぬ。これを救済するために、特別の立法措置が講ぜられなければならぬということ、陸海軍当局では、空襲のさ中に準備を進めておつたのでございませぬが、その途中で終戦になつてしまつた、こういういきさつがございませぬ。従つてこの援護法をつくる場合におきましては、こういつた戦地の雇用人の方々に對しましては、もし援護法の対象とならないならば、共済組合の中でせひ取上げてもらいたいということを大蔵省当局に強く要望したのであります。これはどうしてもいれられなかつたのであります。そこでこの援護法の中に取入れたわけでありませぬ。従つてこの法律は、一般軍人恩給を復活するまでの間の暫定措置としての性格と、共済組合の方に取上げてもらいたいといつて入れてもらえなかつた分、この両方を取上げておるわけでありませぬ。従つて戦地か内地かという場合は、共済組合の対象として取上げられる方であるか、あるいは取上げられない方であるかということによつて区分ができておるわけでありませぬ。そういつた戦地勤務の方々は、終戦後は戦地というものがございませぬから、終戦後戦地から内地へお帰りのなるまでの間に生じた事故につきましては、終戦後といへども、在職期間の中に入れて、こういう考へ方での規定ができておるわけでありませぬ。

○山下(春)委員 次長もその点の扱い方ではたいへん御苦心をなさつておられたようでございますから、もし私も委員の方からこの修正案を出しまして、それが成立するならば、やはり乙船員を含めた全船員の在職期間とその終期とを具体的に明確に統一するといふことは矛盾ではないと思ひます。どうか、どうですか。仮定ですからちよつと御返事がしにくいかもしれませぬが……。

○田辺政府委員 よく考へさせていただきます。

○山下(春)委員 考へておられるひまはもうないので、大体今までにたくさんお考へになりましてわかつておると思ひます。簡単なことでございますから、明確に御回答を願つておきたいと思ひます。

○田辺政府委員 たいへん申し上げにくいのでございますが、やはりさつき申し上げました事情によつてきておる建前でございますので、在職期間をお話のように立てるといふことは困難ではないかと思ひます。もつともお話の点が内地の徴用工まで入れまして、つまり現在三十四条の対象になつておる方まで入れて年金の対象にするといふ立法の建前であるならば、またこれは大きくかわつて来ると思ひます。しかしそれは除いておいて、一部の船員だけそうするといふことは、他との均衡上困難ではないかと存じます。

○松永(佛)委員 長代理、なお本案に対する質疑は次会に譲ることといたしまして、この際安田社会局長より発言を求められておりますから、これを許可いたします。安田社会局長。

○安田政府委員 この前、遺族年金を受けたために、生活保護法を受けておりました方がどのくらい保護の廃止をしたかという御質問があつたのでございませぬが、二十六年七月の引揚援護法の調べによりますと、軍人遺族世帯

中の被保護世帯というものは十万五千八百三十五世帯でございます。それに對しまして四分の一が廢止に該當するといふ調へになるわけでございます。しかしこれは突は非常に疑問のある数字でございます。私もここに申すのに若干の疑問を持っております。と申しますのは、この数字を出しましたのは、毎月社会福祉統計と申しまして、各府県から統計をとつておるわけでありまして、それによりまして、年金とか社会保険の給付の増加によりまして、保護の廢止をされた世帯といふものが出て来るのであります。二十七年七月、八月、九月に、一箇月平均大体二百九十四世帯、大体二十七年の七、八、九はまだ援護法の適用が始まりまして年金が給付されないと見なければならぬのでありますから、二百九十四世帯といふものは、遺族年金の給付によつてそれだけが減つたといふふうには見られない。それから十月以降は十一、十二、二十八年の一、二、三を通計いたしますと、二万六千七百七十五世帯になる。そこで今の軍人の遺族の援護の年金がまだ始まらない場合の一箇月二百九十四世帯といふものを、六箇月に引延ばしまして引いたものが今の二万六千世帯になりまして大体四分の一に當る。ところがこの廢止と申しますのは、たとへば二十七年の十月に廢止した件数が七百六十七、十一月が千二百二十九、十二月が四千六百四十四件、二十八年一月が四千四百五十九件、二月が六千七百九十九件、三月が四千二百五十七件、というふうになつておりますが、これはまた復活するのがあります。そこで私どもは今のほただそいつた毎月の統計を平面的に出し

て計算をいたして申し上げたのでありますけれども、また復活しておる数字はこの中からは出て参らないのであります。その辺が先ほど私が多少不正確で疑問があるといふことを申し上げたのであります。ただこれを平面的に計算をいたしまして、四分の一ぐらゐ、こゝろいふふうには御了承願ひたいと存じます。

それからなおやましい通牒を出したんじやないかというお話でございますが、これは二十七年の十月六日、各都道府県の民政部長あてに、保護課長が内輪で出してあります。これはいろいろ取扱いが疑問がございますので、内輪で出したのでございます。それを読んでみますと、

一、年金の収入認定の取扱は、交付を受けた額をその月の収入として認定するものであつて、交付を受けた額の平均月額額をもつて毎月の収入として認定するものでないことは既に通知したところであるが、交付を受けた年金の額がその月の生活費を超過する場合、その残余は、生活保護制度の建前上当然翌月以降の生活費に當てらるべきものであること。

二、年金収入に伴う保護の停止の取扱については、その者が近い将来(概ね三ヶ月以内)に再び保護を開始することが略確定に予見される場合、又は通常ならば保護の停止の取扱が行われて然るべきであるが特にその世帯に生活の指導が必要であると認められる場合若くは法第二十七条に規定する保護の実施機関の指示に従わない等生活指導が通常の方法では効果のない場合は、原則としてこれを停止とする取扱が適當である

ること。

三、前項により停止中の被保護者については年金収入と最低生活費との對比によつて生じた残余金が計算上、例えば三ヶ月間最低生活の維持が出来る場合においても、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付の趣旨をも考慮し、その間機械的に停止することなく、調査の結果必要と認め年金収入を次のような費用に使用する場合は、これを収入から除外して取り扱い、前項の停止期間であつても保護を開始して差支えないこと。

(一) 生活保護法による特別基準の内容となつてゐる衣類寝具、家屋補修等を必要とする場合において、そのために必要な最少限度の費用

(二) 生活保護法による生業扶助を必要とする場合に、これにかわるべきものについてその必要な最少限度の費用

これは実は私がここで前々御説明申し上げております通りでございます。そういう方針でやつておるわけであり

○(ツ)委員 私(御質問いたしました)問題でございますが、なるほどあなた今の報告を聞いて、各都道府県において年金下付による生活保護の打ち切りないしは中止の聲が高かつた原因がわかつたように思ひます。それからあなたその内輪につきましても、お願ひしておきたいことは、その写しをいただきたいのでございます。御存知の通り厚生省で御解釈になつてお出しなつたものはやはり上官の命令でございますから、府県庁なり

市町村へ行きますと、もう上官にしかられる危険がありますから、下へ行くほどわくを狭めて考へる。これは税金の徴収などの場合も同じことでございます。大蔵大臣などの御答弁と末端の税務官吏の行うことが、まつたく相反するような処置がとられておるといふようなことも符合すると存するものであります。今簡単に御説みになりましたので、あんまり早くして、しかもその文句を一つかみ砕くことはできませんでしたけれども、なるほど末端官吏がそれをごらんになりました場合、こゝろの内輪が来たのであるから、生活保護適用者については、一応この条件に従つて一々可否について検討して、できるだけしほらなければならぬといふ印象をもつて、地方の福祉事務所あたりがまず、おやりになることはむりからぬこととあります。あなたがこゝでお答へになつておるお心持が地方はうんと強化されて実施されておるといふことになりまして、私はやはり私が予想しておつたくらいの数が中止あるいは廢止されておるといふことが納得行きました。でありますから、このまま行かれますならば、これはやはり年金が、今度は援護法が改正になり、恩給権を持つ人は恩給法の適用者となつてややかかわつて行くわけでございますけれども、しかしこの生活保護法の適用者の方々が、非常に今度かわつたといひまして、またその額においてさうございまして、生活保護法の方があつたかつかつたといふようなことが出て来ると思ふのであります。が、ひとつここで局長に御願ひをしまして、御確約を得たいのは、この二十七年十月六日に出されたところの内輪

は、都道府県によつては非常に嚴密な解釈をして、苛酷な処置をする結果となつておるようなところがあるから、少し再検討しろといふような御内示なり再内輪がやつていただけぬものか、さうでないかと非常に目に余るような実例が多ございまして、あなたの今御報告になりました二十七年の七、八、九は少くとも、あとの十、十一、十二、二十八年の一、二、三を通じて二万六千余りの世帯の中には非常にお気の毒な方が多ございまして、ひとつその内輪に對して涙あるところの御処置を願へないものであるか、できたらこゝでいたしますといふことを言つていただいて、未亡人母子世帯や遺児を救つてやつていただきたい。さもなくばこゝで私たちは生活保護法といふものの基準額について、またこれが運営について、また生活保護法の根本理念について、現在の国民の実態に照し合せてひとつ考へ直さなければならぬ段階に来ておる、かやうに考へるのございまして、何とかやわらかい手心をもう一度こゝで示していただくような親心は御確約願へないものでしようか。あなたがおつしやいました二万六千何十という母子世帯は非常に気の毒な世帯でございます。局長の内輪を福祉事務所がつかみかこんで押しておりますと、まことに血も涙もない政治が末端において行われて行く。もし私が申し上げることがあつたと思われますれば、局長は国会が済みましたら私と同道されまして、最もひどいといわれておる滋賀県の一々のケースについて、ひとつ御見聞願ひたいと思ふのであります。私はこの間大臣からこれについては、堤さんの国会議員

は、都道府県によつては非常に嚴密な解釈をして、苛酷な処置をする結果となつておるようなところがあるから、少し再検討しろといふような御内示なり再内輪がやつていただけぬものか、さうでないかと非常に目に余るような実例が多ございまして、あなたの今御報告になりました二十七年の七、八、九は少くとも、あとの十、十一、十二、二十八年の一、二、三を通じて二万六千余りの世帯の中には非常にお気の毒な方が多ございまして、ひとつその内輪に對して涙あるところの御処置を願へないものであるか、できたらこゝでいたしますといふことを言つていただいて、未亡人母子世帯や遺児を救つてやつていただきたい。さもなくばこゝで私たちは生活保護法といふものの基準額について、またこれが運営について、また生活保護法の根本理念について、現在の国民の実態に照し合せてひとつ考へ直さなければならぬ段階に来ておる、かやうに考へるのございまして、何とかやわらかい手心をもう一度こゝで示していただくような親心は御確約願へないものでしようか。あなたがおつしやいました二万六千何十という母子世帯は非常に気の毒な世帯でございます。局長の内輪を福祉事務所がつかみかこんで押しておりますと、まことに血も涙もない政治が末端において行われて行く。もし私が申し上げることがあつたと思われますれば、局長は国会が済みましたら私と同道されまして、最もひどいといわれておる滋賀県の一々のケースについて、ひとつ御見聞願ひたいと思ふのであります。私はこの間大臣からこれについては、堤さんの国会議員

としての認識不足であるということ  
言われましてけれども、認識不足ど  
ろか二万六千案件のこの事実を、大臣  
が知らずして私を御非難あそばしたの  
でありますから、大臣とはまたときを  
違えて対決していただきます。局長  
としては何とかここで親心を示せない  
ものでありましようか。こういう処置  
をこうするものができる。たとえばお  
母さんが結核で寝込んでおる。生活保  
護法の適用を受けておつた。子供が三  
人おつて、頭が十三である。そしてそ  
の三人の子供は上の子供が辛うじて御  
飯ぐらいはたけるけれども、やはり三  
人を母が育てなければならぬという  
ので、兄弟相助け合つて暮らしておる。  
遺族年金援護法ができた、お前のこ  
ろには年金が来るからというので生活  
保護の援助を打切られて、お母さんは  
肺病で医療給付さえももらえない実情  
がある。そういういたしますと、暗いこ  
ろでお母さんは血を吐きかけておる。  
三人の子供は御飯もなくその日の生  
活に困つておる。援護法の年金はお役  
所仕事であるから、待てど暮せどお金  
が来ないというので、見るに見かねて  
近所の人も一緒に泣いておつたとい  
う実例がある。これは何も私が点数か  
せきにスタンド・ブレイに発言してお  
る問題じゃないのですから、局長は真剣  
に考えていただきたい。少くとも戦争  
未亡人、遺児、老人は生き物でありま  
すから、一刻もこれを捨てておくこと  
はできないという精神で私は申し上げ  
ておるのであります。この二万六千何  
件というものは、まことに苛酷な結果  
として現われた数字であつて、私たち  
が見聞した以上のものがあると私は推  
察する。この報告を聞いてます。〇〇

しからぬと思つてあります。ここ  
で何とかひとつ再検討をしていただき  
たいと思つてます。  
〇中川(源)委員 関連して……。今  
の四分の一は廃止になつて打切りにな  
つておるということでございますが、あ  
と四分の三は打切りになつていない。  
これは地方によつてそういう方針が違  
つておるのではないかと思つておる。  
先日も私が申しましたように東京都は  
その家庭のいかんというようなことを  
調べずに、一律に一箇月分だけ引い  
て、あとは全部もらえるわけですか。  
して——私は京都ですが、この間も申  
し上げましたように、京都でも左京区  
だけは全部打切りで、ほかの区は打切  
つていないのです。そういうふうな解  
釈の仕方でもちよこになつておる。府  
県によつてたいへん迷惑をしておると  
ころがある。中には、ほんとうに苦し  
い、どうしてもやりきれない、年金、  
恩給というのをもらふことになつたの  
で、非常に迷惑だと言つて、これを恨  
んでおる者があつた。確かにマイナス  
になつてしまふ。打切りになつたため  
に、ほんとうに路頭に迷つておる者が  
ある。中には、早く復活の手続をしな  
さいというところまで教えてやらなけ  
れば、あなたの方はもらえないのです  
よと引導を渡されて、打切られてしま  
つておる者があつた。保護法の適用とい  
うものには甲乙があつて、助かつてお  
る者もあるし、非常にかわいそうなき  
の毒な者もあると思つておる。中には、  
おやじはどろぼうをして懲役に行つて  
おる。細君は病氣であるかどうかわり  
ませんが、寝ころがつて、夜になると  
おしろい塗つて出て行く、それが保  
護法の適用を受けておる、子供に夕刊

売りをさせて、非常に苦勞をしてかつ  
かつに暮らしていても、保護法の適用を  
受けていない者もあつた。また先日  
も申しましたように、朝鮮人で酒を飲ん  
よつばらつてすわり込んで、適用を受  
けるまで動かないのがある。ケース・  
ワーカーは、実際にそういうところ  
調査に行つても、わからないというの  
がたかさんあるのです。町の中とか村  
とかいふものでは、どうしてかとい  
うことはちやんとわかりませうけれど  
も、都会の周囲、部の方においては、  
どうも調査がしにくい。十ケース、ワ  
ーカーは十分調査できないし、一旦出  
たものは打切るといふことを、ようせ  
ぬといふのがたかさんあるのです。あ  
んなものはいいかげん整理した方がよ  
いと思つて打切つて非常に恨まれて  
おる。年金をもらふために恨んでおる  
者があるわけですか。これらを地域別  
に打切つておるか、どの地域が一箇月  
分だけ引いておるかといふこと  
も、一応教えていただきたい。

〇安田政府委員 今お二方からお話の  
ありました、具体的な事例につきまし  
て適正を欠いているじやないかとい  
うことは、私も多くの中にはたかさん  
そういうのがあると思つておる。ま  
して、そういう点は十分気をつけるよう  
にしたいと思つておる。先ほどの二  
万四千世帯で四分の一といふのは、私  
が補正して申し上げたように、ただ毎  
月降止になつた数字を足しただけでご  
ざいますから、従いましてまたあとで  
保護を受けて来たといふのは、この中  
から引かなければならぬ。そういうこ  
ろがはつきりわからないといふこと

を申し上げたのであります。そこで二  
万四千世帯と言ひましても、相当部分  
がそういう点で引かれはしないかとい  
うことを、私も研究させておるわ  
けであります。  
それから非常に冷酷な取扱いをいた  
しておるようなお言葉でありますけれ  
ども、保護を受けておりました者が年  
金をもらつた場合に、それはやはり差  
引くべきだといふ建前に立つか、差引  
かないでもつてそれだけに来るのだ  
といふ考え方に立つべきかといふこと  
で、そういう考え方がわかれて来ると  
思つておる。私もはあくまでそれは差  
引くべきだといふ考えに立つて、その  
上で、いろいろ今申し上げましたよう  
な特別の事情があるからといふので措  
置をとりたいといふ通牒を出したわけ  
であります。私が早く読み上げまし  
たために御理解になつていない点もあ  
るかと思つておる。これは写しを差  
出します。たとえば二万四千円なら二  
万四千円を一本にもらひましても、  
それを月割に計算するようなことにし  
ないで、その月に二万四千円収入があ  
つたといふふうに見ることは、実は私  
どもの親心なのです。そのほかでも、  
今申し上げましたように、家屋の補修  
費とか、医療費といふようなものにつ  
きましては、これを特別基準で使つて  
もいいといふようなことを申し上げて  
おります。年金を差引くべきもの  
だといふ建前からいたしますならば、  
何と申しますか、非常に特別な取扱い  
になる、こういうふうな考えでおるわ  
けであります。いずれそういう点はよ  
くごらんいただきまして、また詳しく  
申し上げたいと思つておる。

〇堤(ツ)委員 局長さんはお偉い方  
すからなんですけれども、そういう親  
心をきかしてやれというふうなことは  
末端では考えないので、しほれとい  
う方だけがきくのです。その結果がそ  
うなつておるのです。気をつけるとい  
う言葉はけつこうですけれども、局長  
さんが気をつけるとおつしやつただけ  
は信用できませんから、年金によつて  
生活保護を打切られたケースの中には  
再考慮を要するものがあると思はれ  
る向きがある、国会の意思もそうであ  
るから、もう一度再検討し直して、あ  
まり冷酷にならないように、やり直し  
してやれといふような指令が一本行か  
ぬことには、県庁や福祉事務所の頭は  
かん／＼です。絶対だめなんです。  
ところが二十七年の十一月六日に出さ  
れたものが、最後の切札になつて遺族  
は参つておるから、そういう指令を出  
すといふことを約束できませんか。局  
長の腹さえくつたら済んでしよ  
う。

〇安田政府委員 もう一ぺんごらん  
になつていただきまして、その上でお話  
をいたしまして、——この通牒のよう  
にやればもちろんそういう点は考慮さ  
れるわけでございますから、なおその  
上で出すならば出すことにいたした  
と思つておる。

それから中川委員のお話で、非常に  
不均衡があるといふことでございま  
すが、京都市なら京都市の中で、区に  
よつて違ふといふようなことはないと  
思つておる。〇中川(源)委員 実際  
連うんですよ。  
〇安田政府委員 ひとつ京都の方に注  
意しておきます。

○堤(ツ)委員 局長と私が打合せをするということになりますと、速記録に残りません。相当気の毒な方があるのですから、ひとつ出先の福祉事務所の役人の方々に対して啓蒙を願う意味で、あまり大した額でもないんですから、このところは局長が折れて、内翰を出すということをお約束をなさつたらどうですか、ずいぶん泣いておりますよ。

○安田政府委員 どうですか、引くなというわけにも行かぬのですがね。

○堤(ツ)委員 その精神はわかっていますけれども、末端に行つたとき、家の補修とか、屋根の雨漏りを直す、そういうようなものは大目に見てやれというのを、実際は見えておらぬのです。あの人たちはしほるばかりですから、結果がそうなつたのです。

○安田政府委員 それじや帰りましてなおよく調べまして、この通牒の趣旨が徹底するような措置をとりたいと思ひます。

○松永(佛)委員長代理 本日はこれもつて散会いたします。次会は明十八日午後一時より開会いたします。

午後三時四十九分散会